

2023年度 新宿キャンパス 新型コロナウイルス肺炎関連 公認欠席基準

下記の1~2に該当する場合、**必ず報告**をしてください。授業を欠席した場合は、体調回復報告後、公認欠席の申請が必要です。

*2023年度秋学期より「新型コロナウイルス感染」については、5類への取り扱い変更に伴い、

「学校で予防すべき感染症」として取り扱います。感染報告・治癒報告・公欠申請については、「学校で予防すべき感染症」のフォームを使用してください。

*2023年度より濃厚接触者、不明熱等の風邪症状の場合は公認欠席の対象にはなりません。(通常の欠席扱い)

	内容	出席停止期間	対応方法
1	新型コロナウイルス感染者	原則は発症日/0日目~5日目迄(5日目に解熱していること)。 ※10日目まではマスク着用、会食をしないなど感染対策継続すること。	■学生ネットサービス>学生生活関係>新宿>保健室>PDF03「学校で予防すべき感染症にかかった場合(罹患:りかん)について」を参照して手続きを行う。 ※感染報告は必ず行ってください。
2	新型コロナウイルスワクチン接種者	希望により、接種日~接種翌日から2日以内の療養を認める。 (計3日以内)	「公欠申請」をする場合は、「コロナワクチン接種報告フォーム」から先に「接種報告」をし、その後「公欠申請」する。 「接種済証等、接種の事実が証明できる書類の“画像”」を提出する必要があります。 ※「接種報告」の申請がなければ、「公欠申請」の承認はされません。 ※「複数回の接種が終わってからまとめて回答する」ものではありません。接種する度に報告・公欠申請を行ってください。 申請期限:回復後1週間以内

学生の手続方法

学生は下記の URL にあるフォームから各種の申請を行ってください。

https://www.mejiro.ac.jp/univ/information_covid-19/

[目白大学 HP→在学生の方へ→新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する本学の対応について【まとめ】]

1. 新型コロナウイルス感染者 申請期限:1 週間以内

[学生ネットサービス>学生生活関係>新宿>保健室>PDF03「学校で予防すべき感染症にかかった場合(罹患:りかん)について」を参照して手続きを行うこと]

- ・大学への登校はしないこと。
- ・感染報告をする際には、「受診証明(領収書と学生証画像)」または「治癒(罹患)証明書」の画像が必要です。
- ・療養期間は原則、発症日(0 日目)～5 日目(5 日目に解熱していること)までです。

※10 日目まではマスク着用、会食をしないなど感染対策継続すること。

2. 新型コロナウイルスワクチン接種者(COVID-19 ワクチンの学外接種者)【任意】 申請期限:1 週間以内

・「公欠申請」をする場合は、「COVID-19 ワクチンの学外接種報告フォーム」から先に「接種報告」をし、その後「公欠申請」する。

・希望により、接種日～接種翌日から 2 日以内の療養を認める。(計 3 日以内)

・「接種報告」の申請がなければ、「公欠申請」の承認はされません。

※「複数回の接種が終わってからまとめて回答する」ものではありません。接種する度に報告・公欠申請を行ってください。

<公認欠席について>

報告(入力)が無かったり、入力に不備があった場合には公欠になりませんので、説明をよく読んで回答してください。不備がある場合、教務課から連絡をしますので、連絡が受け取れるようにしておいてください。

(colkyomu@mejiro.ac.jp / 03-5996-3122) なお、メールは、大学のメールアドレス宛に送られます。